第三条の十八第十二項第一号中「住所等」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、住所等及び法人番号（法人番号を有する者が適格外国証券投資信託等の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、住所等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託等のそれぞれの名称））」を加え、同項第二号中「住所等）」の下に「（法人番号を有することとなつた者にあつては、当該法人番号）」を加え、同条第十四項第一号中「住所等」の下に「（個人番号又は法人番号を有する者にあつては、氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　第一号に規定する特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の変更前の氏名若しくは名称又は住所等及び変更後の氏名若しくは名称又は住所等（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項）

イ　当該業務執行者等の個人番号に変更があつた場合　変更前の個人番号及び変更後の個人番号

ロ　当該業務執行者等が個人番号又は法人番号を有することとなつた場合　当該個人番号又は法人番号

ハ　当該特例対象組合又は特例対象信託につき業務執行者等の変更があつた場合　当該特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等であつた者の氏名又は名称及び住所等（個人番号又は法人番号を有する者にあつては、氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号）並びに新たに当該特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等となつた者の氏名又は名称及び住所等（個人番号又は法人番号を有する者にあつては、氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号）

第三条の十八第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「及び第十八項」を「、第十八項、第十九項及び第二十一項」に改め、同項の表第十四項第六号及び第七号の項中「第十四項第六号及び第七号」を「第十四項第六号及び第七号、第十六項並びに第十八項」に改め、同表第十六項第二号の項中「第十六項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同表第十六項第三号イの項中「第十六項第三号イ」を「第十九項第三号イ」に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第二十一項」に改め、同条第二十八項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第三条第二十二項」を「第三条第二十三項」に、「第二十項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第三条第二十項」を「第三条第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第三条第二十一項」を「第三条第二十二項」に、「第二十項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「第三条第二十項」を「第三条第二十一項」に改め、同項第二号中「住所等」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、住所等及び法人番号（法人番号を有する者が適格外国証券投資信託等の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、住所等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託等のそれぞれの名称））」を加え、同項第三号中「第十九項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項第二号中「住所等」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、住所等及び法人番号（法人番号を有する者が適格外国証券投資信託等の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、住所等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託等のそれぞれの名称））」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第三条第十九項」を「第三条第二十項」に、「第二十項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「第三条第十八項」を「第三条第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第三条第十八項」を「第三条第十九項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第三条第十七項」を「第三条第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第三条第十七項」を「第三条第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項第一号中「住所等」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、住所等及び法人番号（法人番号を有する者が適格外国証券投資信託等の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、住所等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託等のそれぞれの名称））」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十五項の次に次の三項を加える。

16　施行令第三条第十五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地（当該外国法人が第一項第四号に掲げる外国法人である場合にあつては、同号に定める場所。次号ロ及び次項において同じ。）及び法人番号の記載があるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（当該外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該法人番号通知書及びその受託をした各適格外国証券投資信託の金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書又はこれに類するもの）

二　イ又はロに掲げる書類及び当該外国法人の第九項に規定する書類（イ及びロに掲げるものを除く。）

イ　法人番号通知書（前号に掲げるものを除く。）

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該外国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

17　施行令第三条第十五項に規定する財務省令で定める事項は、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号（当該外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外国証券投資信託に係る法第五条の二第二項の記載）とする。

18　非課税適用申告書又は法第五条の二第十二項第一号若しくは第三号に定める申告書を受理した特定振替機関等の営業所等の長は、当該非課税適用申告書又はこれらの規定に定める申告書に、当該特定振替機関等の営業所等に係る特定振替機関等の法人番号を付記するものとする。

第三条の十九第一項第一号中「場所。」の下に「以下この号、」を、「住所等」という。）」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、住所等及び法人番号（法人番号を有する者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、住所等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称））」を加え、同条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該申請書を提出する者が法人番号を有する場合には、その者の法人番号

第三条の十九第十三項中「第十八項まで及び第二十三項から第二十九項まで」を「第二十一項まで及び第二十六項から第三十二項まで」に、「第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」を「第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同項の表第十六項第二号の項中「第十六項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同表第二十三項第三号の項中「第二十三項第三号」を「第二十六項第三号」に改め、同表第二十四項第一号の項中「第二十四項第一号」を「第二十七項第一号」に改め、同表第二十四項第三号の項中「第二十四項第三号」を「第二十七項第三号」に、「第十九項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同表第二十八項の項、第二十八項の表第二項第二号の項の項、第二十八項の表第三項第二号及び第三項第一号の項の項及び第二十八項の表第五項第四号の項の項中「第二十八項」を「第三十一項」に改め、同表第二十九項の項中「第二十九項」を「第三十二項」に改め、同条第十七項第一号中「含む。」を「含む。以下この号において同じ。）（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」に改める。